

改正 令和3年3月10日法人規則第48号

令和3年10月19日法人規則第7号

（目的）

第1条 この規則は、九州歯科大学履修規程（以下「履修規程」という。）に基づき開講し評価を行う科目について必要な事項を定め、もって適切な教育に資することを目的とする。

（履修科目）

第2条 九州歯科大学学則（以下「学則」という。）第16条第2項及び履修規程第3条で定める履修方法及び授業科目については、歯学科は別表第一、口腔保健学科は別表第二のとおりとする。

2 前項に定める授業科目のうち60単位を上限に遠隔授業として開講することができる。

（履修届）

第3条 学生は、各年次または各セメスターの初めに、その年次またはセメスターにおける選択科目について、履修しようとする授業科目を、学務部教務企画課（以下「教務企画課」という。）に届け出なければならない。

2 履修の取り下げは、履修届の提出期限から2週間程度で事務局が定める期限までに届け出なければならない。

（評価基準）

第4条 履修科目の評価基準は、授業要綱で定める。

（成績区分）

第5条 成績の総合評価は、秀（90～100点）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）及び不可（59点以下）で表し、不可は不合格とする。なお可否の最終判定は学年末に行う。

（グレード・ポイント及びグレード・ポイント・アベレージ）

第6条 前条で定める成績の総合評価に基づき、グレード・ポイント（以下「GP」という。）を算出する。

GPは秀を4、優を3、良を2、可を1、不可を0として各科目ごとに算出する。

2 グレード・ポイント・アベレージ（GPA）は、評価を受けた授業科目のGPに当該科目の単位数を乗じた値を履修した授業科目の総単位数で除して算出する。

（追試験）

第7条 履修規程第13条に基づき、追試験を行う。

2 履修規程第13条に定める「真にやむを得ない事情」とは、公欠等とする。

3 追試験の受験を希望する者は、履修規程第8条から第12条に定める試験の開始前に受験できないことを教務企画課に連絡しなければならない。連絡がない場合、原則として追試験の受験資格を放棄したものとみなす。

4 追試験を希望する者は、当該試験科目実施日以降1週間以内に、追試験受験願（様式第1号）及び受験できなかった事情を証する書面を、教務企画課を通じて学科長に提出しなければならない。

5 学科長は、教務部会長に教務部会の開催を命じ、追試験の実施について審議させる。

6 教務部会長は、追試験の審議結果を学科長に報告するものとする。

7 学科長は追試験の審議結果を学部長に報告し、学部長はこれを教授会で審議させ、決定する。

（再試験）

第8条 履修規程第14条に基づき、再試験を行う。

2 再試験の実施方法及び実施時期は、科目担当責任者の意見を聴き、教授会で決定する。

3 再試験の成績評価は、60点を上限とする。

（不服申立て）

第9条 履修規程第8条から第14条に定める試験結果について疑義のある場合は、不服申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立てを行う者は、試験結果の発表の日以降1週間以内に成績評価に関する申立書（様式第2号）を教務企画課を通じて学科長に提出しなければならない。

3 学科長は、教務部会長に、当該成績評価に用いた資料の確認や授業科目を担当した教員へのヒアリン

グ等により調査を行わせるとともに、教務部会において成績評価の取扱いを審議させる。

4 教務部会長は、教務部会での審議結果を学科長に報告するものとする。

5 学科長は成績評価の審議結果を学部長に報告し、学部長はこれを教授会で審議させ、決定する。

(成績評価に用いた資料等の保存)

第10条 成績評価に用いた資料のうち、学校教育法施行規則第28条に規定する表簿については、同規則の定めるところにより、評価年度の次年度から5年間保存する。その他の成績評価に用いた資料（返却した資料を除く。）については、評価年度の次年度から1年間保存する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教授会がこれを定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月10日法人規則第48号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月19日法人規則第7号）

この規則は、令和3年10月19日から施行する。